

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】

二見 絵里子

【所属】(助成決定時)

早稲田大学大学院法学研究科

【研究題目】

生物多様性に対する損害とその責任——日本における名古屋・クアラルンプール補足議定書の意義と課題

【研究の目的】(400字程度)

本研究は、生物多様性に対する損害とその責任をテーマとして、2010年に採択された「名古屋・クアラルンプール補足議定書」(補足議定書)を日本で国内実施するにあたっての意義と課題を検討することを目的としている。補足議定書は、遺伝子組換え生物等によって引き起こされた、生物多様性に関連する損害に対する責任を定めたものである。この損害は、環境損害(環境汚染による人の健康や財産への被害・損害ではなく、環境それ自体への損害)の一種にあたる。日本には環境損害概念が存在しないため、補足議定書を国内実施することが環境損害に対する初めての責任制度の導入にあたる。

本研究は、環境汚染や被害を除去し、環境を元の状態に改善することによって生物多様性の保護を高めることを目指すことに焦点を当て、環境権や自然の権利などの権利論ではなく、損害とその責任について扱う。

【研究の内容・方法】(800字程度)

2003年に制定された、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)を補足議定書の国内担保法にするために、2016年末にカルタヘナ法の改正案が出され、2017年4月に成立した。このことから、環境損害概念が定着していない日本においては、生物多様性に対する損害とその責任について、諸外国法を参考とした議論を行うだけでなく、補足議定書及び改正カルタヘナ法を素材として検討する望ましいタイミングであると考えられた。生物多様性保全において補足議定書にはどのような意義があるかを的確に示し、その法制度が適切であるのか、生物多様性に関連する損害に対する責任を課す枠組みとして問題点がないのかどうかについて検討することとした。

補足議定書の国内担保法とするためにカルタヘナ法の改正がなされたことから、改正過程の議論とその実際の条文を確認し、生物多様性に対する損害とその責任としてどのような考えが示されているか、また、適切なあり方が示されているかを詳細に分析することを研究内容の中心とした。カルタヘナ法改正前における従来の私の検討では、補足議定書の国内実施に向けてカルタヘナ法を改正するにあたり、環境損害概念の一種である「生物多様性損害」をどのように扱うかを重視していた。これに対し、改正カルタヘナ法においては環境損害概念の初めての導入であることはあまり注目されていないようにも見受けられるため、審議過程からどのような点が重視されていたかを丁寧に確認し、補足議定書及び改正カルタヘナ法の意義や課題を分析した。また、改正前カルタヘナ法には「生物多様性影響」の防止は定められていたことから、これと比較して、改正後、「生物多様性損害」やそれに対する責任がどのように定められたかに注目し検討した。

【結論・考察】（４００字程度）

日本における補足議定書の国内実施について、制定時のカルタヘナ法における生物多様性影響概念とこれに関する措置命令をそのまま残しつつ、カルタヘナ法改正後、新たに損害概念とそれに関する措置命令を追加したことが評価できる。改正カルタヘナ法の措置命令によって、損害に対する実行可能で合理的な回復が実施されることとなった。しかし、補足議定書では、対応措置としての復元には、代替措置も含まれているのに対し、改正カルタヘナ法の「損害の回復を図るために必要な措置」の命令において、代替措置まで行われるか否かは明らかでない。また、改正カルタヘナ法では、回復の対象となる損害、すなわち著しい悪影響について、「著しさ」の判断に関する要素は示されたが、それに基づく個別具体的な判断が改正法の実効性に大きく関わることからすれば、「著しさ」の程度の判断に関する基準について、さらなる検討が求められる。